

五島市監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和5年1月の例月財務監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年4月7日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 荒尾正登

5 五 監 第 2 7 号
令和 5 年 4 月 7 日

五島市議会議長 木 口 利 光 様
五島市長 野 口 市 太 郎 様
五島市教育委員会教育長 村 上 富 憲 様
五島市農業委員会会長 山 田 勝 久 様

五島市監査委員 橋 本 平 馬
五島市監査委員 荒 尾 正 登

令和 4 年度例月財務監査結果報告の提出について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、令和 5 年 1 月分例月出納検査に併せて例月財務監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

記

令和 4 年度例月財務監査結果報告書（令和 5 年 1 月会計伝票監査分）

第 1 監査の基準

この監査は、五島市監査基準（令和 2 年五島市監査委員告示第 1 号）に準拠して実施した。

第 2 監査の種類

例月財務監査（地方自治法第 1 9 9 条第 1 項及び第 4 項の規定による監査）

第 3 監査の対象

一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金並びに水道事業会計の令和 5 年 1 月分の収入及び支出に関する会計伝票

第 4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているかを主眼において実施した。

第 5 監査の主な実施内容

例月出納検査に併せて、毎月提出される会計伝票から抽出し、収入及び支出の有効性、効率性、経済性、合規性等の観点から監査した。

第 6 監査の実施場所及び日程

- 1 監査の期間 令和 5 年 2 月 1 7 日から同年 3 月 3 1 日まで
- 2 実施場所 監査委員事務局等

(1) 事情聴取

ア 実施場所 市役所2階B会議室

イ 日 程 令和5年3月29日

第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財務に関する事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしていることが認められた。